

規制基準等

大気関係

大気汚染防止法

ばい煙

◎ ばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第1）

大気汚染防止法第2条第2項の規定によるばい煙発生施設及び排出基準適用一覧

（昭和43年11月30日政令第329号 最終改正：平成20年10月16日政令第316号 大気汚染防止法施行令別表第1）

（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号 大気汚染防止法施行規則第3条～第5条、別表第2～別表第3の2）

政令 項番号	ばい煙発生施設		規制項目		
	施設	規模	硫酸酸化 物	ばいじ ん	有害物 質
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	○	○	NOx
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	○	○	NOx
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	○	○	NOx
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鋇用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）		○	○	NOx
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NOx
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NOx
7	石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉		○	○	NOx
8	石油の精製用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	○	○	NOx
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。	○	○	NOx
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NOx Cd F HF SiF ₄ Pb
10	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）		○	○	NOx
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）		○	○	NOx
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。	○	○	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	○	○	NOx HCl

政令 項番号	ばい煙発生施設		規制項目		
	施設	規模	硫酸酸化 物	ばいじ ん	有害物 質
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。	○	○	NO _x Cd Pb
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。	○		Cd
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	○		Cl HCl
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		○		Cl HCl
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。	○	○	NO _x Cl HCl
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。	○		Cl HCl
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30キリアンペア以上であること。	○	○	NO _x F HF SiF ₄
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO _x F HF SiF ₄
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く。）	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が1キロワット以上であること。	○		F HF SiF ₄
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上であるか、火格子面積が1平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	○	○	NO _x F HF SiF ₄
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO _x Pb
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO _x Pb
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。	○	○	NO _x Pb
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100キログラム以上であること。	○		NO _x
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。	○	○	NO _x
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	○	○	NO _x
30	ディーゼル機関		○	○	NO _x
31	ガス機関		○	○	NO _x
32	ガソリン機関		○	○	NO _x

※ 1の項に掲げるボイラーのうち、伝熱面積が10m²未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が1時間あたり50リットル以上のものを「小型ボイラー」という。

◎ ばい煙の排出基準

大気汚染防止法第3条第1項の規定による排出基準

○ 硫黄酸化物の排出基準

(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号 大気汚染防止法施行規則第3条)

1 硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K : 法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとに別表第1の下欄に掲げる値
(上田市 K=17.5)

He : 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ (単位 メートル)

2 排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}} \quad (\text{運動量による上昇})$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right) \quad (\text{浮力による上昇})$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1 \quad (\text{係数})$$

He : 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

Ho : 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q : 温度15度における排出ガス量 (単位 立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

備考

- 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。(排出基準適用猶予施設)
- 2 ガスタービン又はディーゼル機関のうち専ら非常時において用いられるもの(以下「非常用施設」という。)については当分の間適用しない。(排出基準適用猶予施設)
- 3 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関(非常用施設を除く。以下同じ。)のうち最大排出ガス量が1万Nm³/h未満のものについては、当分の間適用しない。(排出基準適用猶予施設)

(参考) 液体燃料の燃焼による硫黄酸化物排出量の計算方法 (概算)

q (Nm³/h)

$$= \text{定格燃料使用量 (L/h)} \times \text{比重} \times (\text{燃料中の硫黄含有} \% \div 100) \times 0.7$$

○ ばいじんの排出基準

(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号 大気汚染防止法施行規則第4条、別表第2)

令別表第1の項番号	番号	ばい煙発生施設	規模 (最大排出ガス量) 万Nm ³ /h	57年5月31日以前に設置されたもの		57年6月1日以降に設置されたもの	
				排出基準 (g/Nm ³)	On (%)	排出基準 (g/Nm ³)	On (%)
1 注1	1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの (5の項に掲げるものを除く。)	4以上	0.05	5	0.05	5
			4未満	0.10		0.10	
	2	ボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混燃させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	当分の間0.07とする	4	0.05	4
			4~20未満	当分の間0.18とする		0.15	
			1~4未満	0.25		0.25	
			1未満	0.30	4 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)	0.30	4 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)
	3	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	20以上	当分の間0.20とする	Os	0.15	Os
			4~20未満	当分の間0.35とする		0.25	
			4未満	当分の間0.35とする		0.30	
	4	ボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	20以上	当分の間0.15とする	6	0.10	6
4~20未満			当分の間0.25とする	0.20			
4未満			当分の間0.35とする	0.30			
5	ボイラーのうち令別表第1の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に付属するもの	—	当分の間0.30とする	4	0.20	4	
6	ボイラーのうち前5項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.30	6 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)	0.30	6 但し当分の間適用を猶予する (On=Os)	
		4未満	当分の間0.40とする				
附	ボイラーのうち石炭(1kg当たりの発熱量20,930.25キロジュール以下のものに限る。)を燃焼させるもの	—	当分の間0.70とする	当分の間適用を猶予する	—	—	
2	7	ガス発生炉	—	0.05	7	0.05	7
	8	加熱炉	—	0.10	7	0.10	7
3	9	焙焼炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.15		0.15	
	10	焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの	—	0.20	Os	0.20	Os
	11	焼結炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.15	Os	0.15	Os
	12	か焼炉	4以上	当分の間0.25とする	Os	0.20	Os
4未満			当分の間0.30とする	0.25			
4	13	溶鉱炉のうち高炉	—	0.05	Os	0.05	Os

令別表 第1の 項番号	番号	ばい煙発生施設	規模 (最大排出ガ ス量) 万 Nm ³ /h	57年5月31日以前に設置された もの		57年6月1日以降に設置された もの	
				排出基準 (g/Nm ³)	On (%)	排出基準 (g/Nm ³)	On (%)
	14	溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.15	Os	0.15	Os
	15	転炉	—	0.10 但し燃焼型の ものは当分の 間0.13とする	Os	0.10	Os
	16	平炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os	0.10 0.20	Os
5	17	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20 但しアルミニ ウム地金若し くは合金の製 造又はアルミ ニウムの再生 の用に供する 反射炉は当分 の間0.30とす る	Os	0.10 0.20	Os
6	18	金属加熱炉	4以上 4未満	当分の間0.15 とする 当分の間0.25 とする	11 但し当分の間 適用を猶予す る (On= Os)	0.10 0.20	11 但し当分の間 適用を猶予す る (On=Os)
7	19	石油加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.15 但し潤滑油の 製造の用に供 する1万 Nm ³ /h未満の ものは当分の 間0.18とする	6	0.10 0.15	6
8	20	触媒再生塔	—	当分の間0.30 とする	6	0.20	6
8の2	21	燃焼炉	—	0.10	8	0.10	8
9	22	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	—	0.40	15	0.40	15
	23	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.30	15	0.30	15
	24	焼成炉のうちセメント製造の用に供するもの	—	0.10	10	0.10	10
	25	焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	0.10	18	0.10	18
			4未満	0.20		0.20	
	26	焼成炉のうち22の項から前項までに掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	15 但し当分の間 適用を猶予す る (On= Os)	0.15	15 但し当分の間 適用を猶予す る (On=Os)
			4未満	0.25		0.25	
27	熔融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供するもの	4以上	0.10	15	0.10	15	
		4未満	0.15		0.15		
28	熔融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上	0.10	16	0.10	16	
		4未満	当分の間0.30 とする		0.15		
29	熔融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	15	0.10	15	
		4未満	0.20		0.20		

令別表 第1の 項番号	番号	ばい煙発生施設	規模 (最大排出ガ ス量) 万Nm ³ /h	57年5月31日以前に設置された もの		57年6月1日以降に設置された もの	
				排出基準 (g/Nm ³)	On (%)	排出基準 (g/Nm ³)	On (%)
10	30	反応炉及び直火炉	4以上	0.15	6 但し当分の間 適用を猶予す る (On=Os)	0.15	6 但し当分の間 適用を猶予す る (On=Os)
			4未満	0.20		0.20	
11	31	乾燥炉のうち骨材乾燥 炉	—	0.50 但し2万 Nm ³ /h未満の ものは当分の 間0.60とする	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する	0.50	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する
	32	乾燥炉のうち前項に掲 げるもの以外のもの	4以上 4未満	0.15 当分の間 1~4万Nm ³ /h は0.30、1万 Nm ³ /h未満は 0.35とする	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する	0.15 0.20	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する
12	33	電気炉のうち合金鉄 (珪素の含有率が 40%以上のものに 限る。)の製造の用に供す るもの	—	0.20	Os	0.20	Os
	34	電気炉のうち合金鉄 (前項に掲げるもの を除く。)及びカーバイド の製造の用に供するも の	—	0.15	Os	0.15	Os
	35	電気炉のうち前2項に 掲げるもの以外のもの	—	0.10	Os	0.10	Os
13 ※規模 欄は処 理能力 (t/h)	36	廃棄物焼却炉	処理能力 4t/h以上	0.08	12	0.04 但しH10.6.30 以前は0.08	12
			処理能力2 ~4t/h	0.15		0.08 但しH10.6.30 以前は0.15	
			処理能力 2t/h未満	0.25		0.15 但しH10.6.30 以前は0.25	
	37	削除					
14	38	焙焼炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.15		0.15	
	39	焼結炉	—	0.15	Os	0.15	Os
	40	溶鋳炉	—	0.15	Os	0.15	Os
	41	転炉	—	0.15	Os	0.15	Os
	42	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.20 但し1万 Nm ³ /h未満の ものは当分の 間0.30とする		0.20	
43	乾燥炉	4以上	0.15 但し気流搬送 型のは当分 の間0.18と する	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する	0.15	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する	
		4未満	当分の間0.30 とする		0.20		
18	44	反応炉	—	0.30	6	0.30	6

令別表 第1の 項番号	番号	ばい煙発生施設	規模 (最大排出ガ ス量) 万 Nm ³ /h	57年5月31日以前に設置された もの		57年6月1日以降に設置された もの	
				排出基準 (g/Nm ³)	On (%)	排出基準 (g/Nm ³)	On (%)
20	45	電解炉	—	0.05	Os	0.05	Os
21	46	焼成炉	—	0.15	15	0.15	15
	47	溶解炉	—	0.20	Os	0.20	Os
23	48	乾燥炉	—	0.10	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する	0.10	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する
	49	焼成炉	—	0.15	15	0.15	15
24	50	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.20		0.20	
25	51	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.20		0.15	
26	52	溶解炉	4以上	0.10	Os	0.10	Os
			4未満	0.15		0.15	
	53	反射炉	—	0.10	Os	0.10	Os
	54	反応炉（硝酸鉛の製造 の用に供するものを除 く。）	—	0.05	6 但し鉛酸化物 の製造の用に 供するものは Osとする	0.05	6 但し鉛酸化物 の製造の用に 供するものは Osとする
28	55	コークス炉	—	0.15	7	0.15	7
29 注2	56	ガスタービン	—	0.05	16	0.05	16
30 注2	57	ディーゼル機関	—	0.10	13	0.10	13
31 注3	58	ガス機関	—	0.05	0	0.05	0
32 注3	59	ガソリン機関	—	0.05	0	0.05	0

備考

1 この表に掲げるばいじんの量は、次の式（熱源として電気を使用する施設は C=Cs）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \cdot Cs$$

この式において C、On、Os 及び Cs はそれぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量（単位 g）

On 表中の On 欄の値（単位 %）

Os 排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）
（当該濃度が 20% を超える場合にあっては、20% とする。）

Cs 日本工業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 g）

2 この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

(注1)

- 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーには、当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）
- 小型ボイラーで昭和60年9月10日から平成2年9月9日の間に設置されたものは当分の間 0.5 g/Nm³ とする。
- 小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）
- 上記以外の小型ボイラーについては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対して定められている基準が適用される。

(注2)

- ガスタービン及びディーゼル機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）
- 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関については当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

(注3) ガス機関及びガソリン機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。（排出基準適用猶予施設）

○ 有害物質の排出基準（カドミウム等）

（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成22年8月4日環境省令第15号 大気汚染防止法施行規則第5条第1項、別表第3）

番号	有害物質	ばい煙発生施設	排出基準 (mg/Nm ³)
1	カドミウム及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの並びに14の項及び15の項に掲げる施設	1.0
2	塩素	令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	30
3	塩化水素	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉	700
		令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	80
4	弗素、弗化水素及び弗化珪素	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに22の項及び23の項に掲げる施設	10
		令別表第1の20の項に掲げる電解炉	1.0 (3.0)
		令別表第1の21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15
		令別表第1の21の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
5	鉛及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの	20
		令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに24の項から26の項までに掲げる施設	10
		令別表第1の14の項に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	30

備考

- この表の第4欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、1及び5の項に掲げるものにあつては日本工業規格（以下この表において単に「規格」という。）Z8808に定める方法により採取し、規格K0083に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0106に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、4の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- この表の3の項の第4欄に掲げる塩化水素の量（令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O_s及びC_sはそれぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 mg）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）

C_s 規格K0107に定める方法より測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位 mg）

- 第4欄の（ ）内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。

- 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

○ 有害物質の排出基準（窒素酸化物）

(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号 大気汚染防止法施行規則第5条第2項、別表第3の2)

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の 種類 注1	規模 (最大排出 ガス量) 万 Nm ³ /h	設置年月日と排出基準 (単位 cm ³ /Nm ³)							備考
				～ 48.8.9	48.8.10 ～ 50.12.9	50.12.10 ～ 52.6.17	52.6.18 ～ 54.8.9	54.8.10 ～ 58.9.9	58.9.10 ～ 62.3.31	62.4.1 ～	
1 注2	①	ガス専焼ボイ ラー	50以上	130	130	100	60	60	60	60	On=5
			10～50未満	130	130	100	100	100	100	100	
			4～10未満	130	130	130	100	100	100	100	
			1～4未満	150	150	130	130	130	130	130	
			1未満	150	150	150	150	150	150	150	
	②	固体燃料ボイ ラー (石炭燃料ボイ ラーを含む)	70以上	400	300	300	300	300	300	200	On=6 ※1 石油燃 焼用の散布 式ストーカ 型のものに 限り、当分 の間320と する。 ※2 流動層 燃焼方式の ものに限り 360とす る。 ※3 石炭燃 焼・流動層 燃焼方式の ものは380 とする。 ※4 石炭燃 焼・流動層 燃焼方式の ものは390 とする。
			50～70未満	420	300	300	300	300	300	250	
			20～50未満	420	350	300	300	300	300	250	
			10～20未満	450	350	300	300	300	300	250	
			4～10未満	450	350	300	300	300	300※1	250※1	
			1～4未満	450	380	350	350	350※3	350※2	300	
			0.5～1未満	450	380	350	350	350※4	350※2	300	
			0.5未満	480	480	480	380	380	350※2	300	
	③	排脱付液体燃 焼ボイラー (原油タール燃 焼)	50～100未 満	210	180	150	130	130	130	130	On=4 ※1 52.6.18 ～52.9.9設 置のものは 280とす る。 ※2 52.6.18 ～52.9.9設 置のものは 250とす る。
			10～50未満	210	180	150	150	150	150	150	
			4～10未満	280	180	150	150	150	150	150	
			1～4未満	280	280	150	150	150	150	150	
			1未満	280	280	280	180※1	180	180	180	
	④	液体燃焼ボイ ラー (原油タール燃 焼で③以外)	50以上	180	180	150	130	130	130	130	※2 52.6.18 ～52.9.9設 置のものは 250とす る。
			10～50未満	190	180	150	150	150	150	150	
			4～10未満	250	180	150	150	150	150	150	
1～4未満			250	250	150	150	150	150	150		
1未満			250	250	250	180※2	180	180	180		
⑤	排脱付液体燃 焼ボイラー (原油タール以 外)	50～100未 満	210	180	150	130	130	130	130	52.9.10以前 に設置され た排ガス量 が0.5Nm ³ / h未満の過 負荷燃焼型 を除く。	
		10～50未満	210	180	150	150	150	150	150		
		4～10未満	210	180	150	150	150	150	150		
		1～4未満	250	250	150	150	150	150	150		
		1未満	280	280	280	180※1	180	180	180		
⑥	液体燃焼ボイ ラー (③～⑤以外)	50以上	180	180	150	130	130	130	130		
		10～50未満	190	180	150	150	150	150	150		
		4～10未満	190	180	150	150	150	150	150		
		1～4未満	230	230	150	150	150	150	150		
		1未満	250	250	250	180※2	180	180	180		
⑦	固体燃焼小型 ボイラー							350※	350	On=6 ※60.9.10以 降設置の施 設に適用	

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の 種類 注1	規模 (最大排出 ガス量) 万 Nm ³ /h	設置年月日と排出基準 (単位 cm ³ /Nm ³)							備考
				~	48.8.10 ~	50.12.10 ~	52.6.18 ~	54.8.10 ~	58.9.10 ~	62.4.1 ~	
				48.8.9	50.12.9	52.6.17	54.8.9	58.9.9	62.3.31		
	⑧	液体燃焼小型 ボイラー							300※1	300※1 260※2	On=4 ※1 60.9.10 ~ H2.9.9 設置の施設 に適用 ※2 H2.9.10 以降設置の 施設に適用
2	①	ガス発生炉・加 熱炉		170	170	170	170	150	150	150	On=7
	②	水素ガス製造 用ガス発生炉 (天井バーナー 燃焼方式のも の)		360	360	360	360	150	150	150	On=7
3	①	ペレット焼成 炉(ガス燃焼)	1以上 1未満	540 540	540 540	540 540	220 540	220 220	220 220	220 220	On=15
	②	焼結炉 (①以外のペレ ット焼成炉)	1以上 1未満	300 300	300 300	300 300	220 300	220 220	220 220	220 220	On=15
	③	焼結炉 (①、②以外)	10以上 1~10未満 1未満	260 270 300	260 270 300	260 270 300	220 220 300	220 220 220	220 220 220	220 220 220	On=15
	④	アルミナ製造 用か焼炉	1以上 1未満	350 350	350 350	350 350	200 350	200 200	200 200	200 200	On=10
	⑤	か焼炉 (④以外)		200	200	200	200	200	200	200	On=10
	⑥	焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	On=14
4		溶鋳炉		120	120	120	120	100	100	100	On=15
5		金属溶解炉※		200	200	200	200	180	180	180	On=12 ※キュボラ は適用除外
6	①	金属加熱炉 (ラジアントチ ューブ型)	10以上 1~10未満 0.5~1未満 0.5未満	200 200 200 200	200 200 200 200	100 150 200 200	100 150 150 180	100 150 150 180	100 150 150 180	100 150 150 180	On=11
	②	金属加熱炉 (鍛接鋼管用)	10以上 1~10未満 0.5~1未満 0.5未満			100	100 180 150 180	100 180 150 180	100 180 150 180	100 180 150 180	On=11
	③	金属加熱炉 (①、②以外)	10以上 1~10未満 0.5~1未満 0.5未満	160 170 170 200	160 170 170 200	100 150 170 200	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	On=11
7	①	排脱付石油加 熱炉	4以上 1~4未満 0.5~1未満 0.5未満	170 180 190 200	170 170 190 200	100 150 190 200	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	On=6
	②	エチレン分解 炉	4以上 1~4未満 0.5~1未満 0.5未満	170 180 180 200	170 180 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	On=6
	③	エチレン分解 炉 (炉床式バーナ ー)	4以上 1~4未満 0.5~1未満 0.5未満	170 280 180 200	170 280 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	100 130 150 180	On=6

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の 種類 注1	規模 (最大排出 ガス量) 万 Nm ³ /h	設置年月日と排出基準 (単位 cm ³ /Nm ³)							備考	
				～	48.8.10	50.12.10	52.6.18	54.8.10	58.9.10	62.4.1		
				48.8.9	50.12.9	52.6.17	54.8.9	58.9.9	62.3.31			
	④	エチレン独立 加熱炉	10以上	170	100	100	100	100	100	100	On=6	
			4～10未満	180	180	100	100	100	100	100		
			1～4未満	180	180	150	130	130	130	130		
	⑤	エチレン独立 加熱炉、メタノ ール改質炉 (空気予熱器 付)	10以上	170	170	100	100	100	100	100	On=6	
			4～10未満	430	430	100	100	100	100	100		
			1～4未満	180	180	150	130	130	130	130		
	⑥	石油加熱炉 (①～⑤以外)	4以上	170	170	100	100	100	100	100	On=6	
			1～4未満	180	170	150	130	130	130	130		
			0.5～1未満	180	180	180	150	150	150	150		
8		触媒再生塔		300	300	300	300	250	250	250	On=6	
8の2		燃焼炉		300	300	300	300	250	250	250	On=8	
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼のロー タリーキル ン)		300	300	300	300	250	250	250	On=15	
			10以上 10未満			250	250	250	250	250	250	On=10
					480	480	250	250	250	250	250	On=10
			10以上 10未満		480	480	480	350	350	350	350	On=10
					450	450	450	450	400	400	400	On=18
			10以上 10未満		400	400	400	400	360	360	360	On=15 注3
					800	800	800	800	800	800	800	On=16 注3
			10以上 10未満		500	500	500	500	450	450	450	On=15 注3
	200	200		200	200	180	180	180	On=15			
10	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)		200	200	200	200	180	180	180	On=6 酸素燃焼方 式は、実測値 を適用	
				250	250	250	250	180	180	180		
				700	700	700	700	180	180	180		
11		乾燥炉		250	250	250	250	230	230	230	On=16	
13	①	浮遊回転燃焼 式焼却炉 (連続炉に限 る)	4以上	900	900	900	450	450	450	450	On=12	
			4未満	900	900	900	900	450	450	450		
				300	300	300	250	250	250	250		
②	特殊廃棄物焼 却炉注4 (連続炉に限 る)	4以上	300	300	300	250	250	250	250	On=12		
		4未満	900	900	900	900	700	700	700			
③	廃棄物焼却炉 (連続炉①、② 以外)	4以上	300	300	300	250	250	250	250	On=12		
		4未満	300	300	300	300	250	250	250			

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の 種類 注1	規模 (最大排出 ガス量) 万 Nm ³ /h	設置年月日と排出基準 (単位 cm ³ /Nm ³)							備考
				~	48.8.10 ~	50.12.10 ~	52.6.18 ~	54.8.10 ~	58.9.10 ~	62.4.1 ~	
				48.8.9	50.12.9	52.6.17	54.8.9	58.9.9	62.3.31		
	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上				250	250	250	250	On=12
14	①	銅、鉛、亜鉛精 錬用焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	On=14
	②	銅、鉛、亜鉛精 錬用焼結炉		300	300	300	300	220	220	220	On=15
	③	銅、鉛、亜鉛精 錬用溶鋳炉 (④、⑤以外)		120	120	120	120	100	100	100	On=15
	④	亜鉛精錬用溶 鋳炉のうち鋳 滓処理炉 (石灰、コーク スを燃料、還元 剤とするもの)		450	450	450	450	450	450	450	On=15
	⑤	亜鉛精錬用溶 鋳炉のうち立 型蒸留炉		230	230	230	230	100	100	100	On=15
	⑥	溶解炉 (⑦以外)		200	200	200	200	180	180	180	On=12
	⑦	銅精錬用溶解 炉のうち精製 炉(アンモニア を還元剤とす るもの)		330	330	330	330	330	330	330	On=12
	⑧	乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	On=16
18		活性炭製造用 反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=6
21	①	燐等製造用焼 成炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
	②	燐等製造用溶 解炉		650	650	650	650	600	600	600	On=15
23	①	トリポリ燐酸 ナトリウム製 造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
	②	トリポリ燐酸 ナトリウム製 造用乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	On=16
24		鉛二次精錬等 用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12
25		鉛蓄電池製造 用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12
26	①	鉛系顔料製造 用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=12
	②	鉛酸化物製造 用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	On=0s
	③	反射炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15
	④	反応炉		200	200	200	200	180	180	180	On=6
	⑤	鉛酸化物、硝酸 鉛製造用反応 炉		200	200	200	200	180	180	180	On=0s
27		硝酸製造施設		200	200	200	200	200	200	200	On=0s
28	①	コークス炉 (オートー型)	10以上 10未満			200	170 170	170 170	170 170	170 170	On=7
	②	コークス炉 (①以外)	10以上 10未満	350 350	350 350	320 350	170 170	170 170	170 170	170 170	On=7
29		ガスタービン	(別掲1)								
30		ディーゼル機 関	(別掲1)								
31		ガス機関	(別掲2)								

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の 種類 注1	規模 (最大排出 ガス量) 万 Nm ³ /h	設置年月日と排出基準(単位 cm ³ /Nm ³)							備考
				～	48.8.10 ～ 48.8.9	50.12.10 ～ 50.12.9	52.6.18 ～ 52.6.17	54.8.10 ～ 54.8.9	58.9.10 ～ 58.9.9	62.4.1 ～ 62.3.31	
32		ガソリン機関	(別掲2)								
<p>摘要</p> <p>1 この表の窒素酸化物排出基準は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。(標準酸素濃度補正式)</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ <p>この式において C、O_n、O_s 及び C_s はそれぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 窒素酸化物の量 (単位 cm³)</p> <p>O_n 表中の備考の値</p> <p>O_s 排出ガス中の酸素の濃度 (単位 %) (当該濃度が20%を超える場合にあつては、20%とする。)</p> <p>C_s 日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を零度であつて圧力が1気圧の状態における排ガス1m³中の量に換算したもの (単位 cm³)</p> <p>2 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。</p>											

(注1) 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

(注2)

- 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。(排出基準適用猶予施設)
- 小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。(排出基準適用猶予施設)

(注3) 酸素燃焼方式によるものは、標準酸素濃度補正式に1/4を乗じた値に対して排出基準を適用する。

(注4) 特殊廃棄物焼却炉とは「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

(別掲1)

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類	規模	設置年月日と排出基準(単位 cm ³ /Nm ³)				備考
				～	63.2.1 ～ 61.1.31	H1.8.1 ～ H1.7.31	H3.2.1 ～ H3.1.31	
29	①	ガスタービン (ガス専焼)	4.5万Nm ³ /h以上 4.5万Nm ³ /h未満		70 90	70 70	70 70	O _n =16
	②	ガスタービン (液体専焼)	4.5万Nm ³ /h以上 4.5万Nm ³ /h未満		100 120	100 100	70 70	O _n =16
30		ディーゼル機関	シリンダー内径 400mm以上 400mm未満		1,600 950	1,400 950	1,200※ 950	O _n =13
<p>備考</p> <p>1 非常用施設については当分の間適用しない。(排出基準適用猶予施設)</p> <p>2 昭和63年1月31日までに設置された既設施設については当分の間適用しない。(排出基準適用猶予施設)</p> <p>3 ※平成3年2月1日以降の可及的速やかな時期に950ppmを適用する予定。</p>								

(別掲2)

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類	規模	設置年月日と排出基準(単位 cm ³ /Nm ³)			備考
				～	H3.2.1 ～ H3.1.31	H6.2.1 ～ H6.1.31	
31		ガス機関		2,000	1,000	600	O _n =0
32		ガソリン機関		2,000	1,000	600	O _n =0

◎ ばい煙量等の測定頻度

大気汚染防止法第 16 条の規定によるばい煙量等の測定

(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号 最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号 大気汚染防止法施行規則第 15 条)

ばい煙等	項目	ばい煙発生施設区分	測定頻度
硫黄酸化物	量	排出量 10Nm ³ /h 以上の施設	2 ヶ月に 1 回以上
	燃料中の硫黄含有量	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設	—
ばいじん	濃度	① 排出ガス量 (②、③に掲げるものを除く。 4 万 m ³ /h 以上 4 万 m ³ /h 未満	2 ヶ月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
		② 廃棄物焼却炉 焼却能力 4,000kg/h 以上 焼却能力 4,000kg/h 未満	2 ヶ月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
		③ ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機 関並びにガス発生炉のうち燃料電池用改質器	5 年に 1 回以上
		④ 1 年間に付き継続して休止する期間が 6 ヶ月以上 のばい煙発生施設	1 年に 1 回以上
有害物質 (窒素酸化物を除く)	濃度	① 排出ガス量 4 万 m ³ /h 以上 4 万 m ³ /h 未満	2 ヶ月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
		② 1 年間に付き継続して休止する期間が 6 ヶ月以上 のばい煙発生施設	1 年に 1 回以上
有害物質 (窒素酸化物)	濃度	① 排出ガス量 (②、③に掲げるものを除く) 4 万 m ³ /h 以上 4 万 m ³ /h 未満	2 ヶ月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
		② ガス発生炉のうち燃料電池用改質器	5 年に 1 回以上
		③ 1 年間に付き継続して休止する期間が 6 月以上 のばい煙発生施設	1 年に 1 回以上

(注) 排出基準適用猶予施設であっても、ばい煙量等の測定義務を有する。

(参考 昭和 60 年 6 月 10 日環大規第 151 号 環境庁大気保全局長通知)

揮発性有機化合物

◎ 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

大気汚染防止法第2条第5項の規定による揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧

(昭和43年11月30日政令第329号 最終改正：平成20年10月16日政令第316号 大気汚染防止法施行令別表第1の2)
(昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号 大気汚染防止法施行規則第15条の2、別表第5の2)

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの	木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	1,000kL以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

(注)

- 1 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
- 2 「乾燥施設」は揮発性有機化合物を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は揮発性有機化合物を洗浄剤として用いるものに限る。
- 3 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。
- 4 規制の施行日（平成18年4月1日）時点で、既設の揮発性有機化合物排出施設の排出基準は、平成22年4月1日から適用とする。
- 5 塗装施設（吹付塗装に限る。）において既設の自動車の製造の用に供するものについては、平成22年4月1日から当分の間、700ppmCとする。
- 6 ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）施設の既存の貯蔵タンクは、平成22年4月1日から当分の間、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。

一般粉じん

◎ 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2）及び構造・使用・管理基準

大気汚染防止法第2条第10項による一般粉じん発生施設及び構造・使用・管理基準

（昭和43年11月30日政令第329号 最終改正：平成20年10月16日政令第316号 大気汚染防止法施行令別表第2）

（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号 大気汚染防止法施行規則別表第6）

一般粉じん発生施設		規模	構造・使用・管理基準
施設名			
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上であること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上であること。	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のものと密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kW以上であること。	<ol style="list-style-type: none"> 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

特定粉じん（石綿）発生施設

◎ 特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2の2）及び敷地境界基準

大気汚染防止法第2条第11項による特定粉じん発生施設及び敷地境界基準

（昭和43年11月30日政令第329号 最終改正：平成20年10月16日政令第316号 大気汚染防止法施行令別表第2の2）

（昭和46年6月22日厚生省・通商産業省令第1号 最終改正：平成19年4月20日環境省令第11号 大気汚染防止法施行規則第16条の2）

特定粉じん発生施設			敷地境界基準
	施設名	規模	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。	10 本/L
2	混合機	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。	
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
7	破砕機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。	
備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。			

注) 粉じんの定義（法第2条第9項）

特定粉じん：石綿

一般粉じん：特定粉じん以外の粉じん

特定粉じん（石綿）排出等作業

大気汚染防止法第2条第12項による特定粉じん排出等作業及び作業基準

◎ 特定粉じん排出等作業

(昭和43年11月30日政令第329号 最終改正：平成20年10月16日政令第316号 大気汚染防止法施行令第3条の3, 第3条の4)
(平成18年9月5日環水大発第060905003号 環境省水・大気環境局長通知)

1 特定建築材料

政令 番号	特定建築材料
1	吹付け石綿（石綿含有吹付けロックウールを含む。）
2	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（前号に掲げるものを除く。）

※いずれも石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの。

特定建築材料に該当する建築材料の例

区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く。）	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く。）	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆材 （吹付け石綿を除く。）	①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材

2 特定粉じん排出等作業

政令 番号	作業内容
1	特定建築材料が使用されている建築物を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物を改造し、又は補修する作業

◎ 作業基準

(昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号 最終改正：平成 19 年 4 月 20 日環境省令第 11 号 大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4, 別表第 7)

- 1 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。
 - イ 法第 18 条の 15 第 1 項又は第 2 項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ハ 特定粉じん排出等作業の方法
 - ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所
- 2 前号に定めるもののほか、別表第 7 の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。
(別表第 7)

	作業内容	作業基準
1	令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業（次項又は 3 の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
2	令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業のうち、令第 3 条の 3 第 2 号に掲げる建築材料を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
3	令第 3 条の 4 第 1 号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4	令第 3 条の 4 第 2 号に掲げる作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は 1 の項右欄イからニまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は 2 の項右欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

有害大気汚染物質

◎ 指定物質排出基準及び指定物質抑制基準

大気汚染防止法附則第9項による指定物質排出施設及び指定物質抑制基準
 (昭和43年11月30日政令第329号 最終改正：平成20年10月16日政令第316号 大気汚染防止法施行令別表第6)
 (平成9年2月6日環境庁告示第5号、第6号)

○ ベンゼンに係る指定物質排出施設及び指定物質抑制基準

	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
1	ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000m ³ 以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設：200mg/Nm ³ （排ガス量1,000 m ³ /h以上3,000m ³ /h未満） 100mg/Nm ³ （排ガス量3,000 m ³ /h以上） 新設：100mg/Nm ³ （排ガス量1,000 m ³ /h以上3,000m ³ /h未満） 50mg/Nm ³ （排ガス量3,000 m ³ /h以上）
2	原料の処理能力が1日当たり20t以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100mg/Nm ³ （特殊構造炉の適用除外あり） 新設：100mg/Nm ³
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設：200mg/Nm ³ （排ガス量1,000 m ³ /h以上） 新設：100mg/Nm ³ （排ガス量1,000 m ³ /h以上）
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：100mg/Nm ³ 新設：50mg/Nm ³
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500kL以上のもの	浮屋根式のもの除外。 また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設：1,500mg/Nm ³ （容量1,000kL以上） 新設：600mg/Nm ³
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1t以上のもの（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：200mg/Nm ³ （排ガス量1,000m ³ /h以上3,000 m ³ /h未満） 100mg/Nm ³ （排ガス量3,000 m ³ /h以上） 新設：100mg/Nm ³ （排ガス量1,000m ³ /h以上3,000 m ³ /h未満） 50mg/Nm ³ （排ガス量3,000 m ³ /h以上）

○ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準

	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000m ³ 以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設：500mg/Nm ³ 新設：300mg/Nm ³
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって、混合槽の容量5kL以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設：500mg/Nm ³ 新設：300mg/Nm ³
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設：300mg/Nm ³ 新設：150mg/Nm ³
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3m ² 以上のもの	既設：500mg/Nm ³ 新設：300mg/Nm ³
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30kg以上のもの	密閉式のもの除外。 既設：500mg/Nm ³ 新設：300mg/Nm ³

新設：平成9年4月1日以降に設置されたもの

既設：平成9年3月31日までに設置されたもの

ダイオキシン類対策特別措置法

◎ 特定施設（施行令別表第1：大気基準適用施設）及び大気排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項の規定による特定施設（大気基準適用施設）及び同法第8条の規定による排出基準（大気排出基準）

（平成11年12月27日政令第433号 最終改正：平成17年8月15日政令第277号 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1）
 （平成11年12月27日総理府令第67号 最終改正：平成19年6月11日環境省令第15号 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第1、附別別表第2）

政令 号番号	特定施設（大気基準適用施設）		排出基準 (ng-TEQ/N m ³)
1	焼結鉱（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの		既設：1 新設：0.1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの		既設：5 新設：0.5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの		既設：10 新設：1
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの		既設：5 新設：1
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	焼却能力 4,000kg/h 以上	既設：1 新設：0.1
		焼却能力 2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満	既設：5 新設：1
		焼却能力 2,000kg/h 未満	既設：10 新設：5
備考 許容限度は温度が零度であつて、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。			

既設：平成12年1月14日において現に設置された施設

新設：平成12年1月15日以後に新たに設置された施設

（注）既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力200kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律

◎ 規制

スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律第7条によるスパイクタイヤの使用の禁止

指定地域内の路面にセメント・コンクリート舗装又はアスファルト・コンクリート舗装が施されている道路の積雪又は凍結の状態にない部分において、スパイクタイヤの使用をしてはならない。

◎ 指定地域（上田市）

地域	指定の状況
旧上田市の地域	指定（平成3年1月17日環境庁告示第1号）
旧丸子町の地域	
旧真田町の地域	
旧武石村の地域	未指定

◎ 除外規定

（平成2年12月27日政令第371号 最終改正：平成15年10月8日政令第454号 スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律施行令第1条、第2条）

1 道路

	スパイクタイヤの使用が禁止されない道路の部分
1	トンネル内の道路
2	橋の下の道路の部分
3	雪覆工又は防砂のための施設で道路を覆うものが設けられている場合におけるその道路の部分
4	道路の上空に建物が設けられている場合又は道路と建物とが一体的な構造である場合におけるその建物の下の道路の部分
5	道路、鉄道又は軌道で高架のものと立体交差する下の道路の当該交差部分

2 自動車

	スパイクタイヤの使用が禁止されない自動車
1	道路交通法施行令第13条第1項に規定する自動車及び同条第2項の規定により道路交通法第39条第1項の緊急自動車とされる自動車
2	道路交通法施行令第14条の2第1号に規定する自動車のうち、除雪のために使用するもの
3	自衛隊法施行令第157条に規定する自動車
4	災害対策基本法施行令第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の確認を受けた自動車
5	国又は地方公共団体が災害を受けた者の救助その他の環境省令で定める緊急用務を行うために使用する自動車で、環境省令で定めるところにより、これを使用する者の申請に基づき環境大臣が交付する証明書を備え付けたもの
6	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に同法別表第4号又は第5号に掲げる身体上の障害がある者として記載されている者でその身体障害者手帳を携帯しているものが運転している自動車
7	戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に肢体不自由の程度又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表の3の第1款症から第3款症までである者として記載されている者でその戦傷病者手帳を携帯しているものが運転している自動車

公害の防止に関する条例（県条例）

ばい煙

◎ ばい煙発生施設及び規制基準

公害の防止に関する条例第 15 条の規定によるばい煙に係る規制基準

(昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号 最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号 公害の防止に関する条例施行規則別表第 2, 別表第 4)

ばい煙発生施設		規制基準
1	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉	(1) 火格子面積 0.5 m ² 以上 1.0m ² 未満 (2) 羽口面断面積 0.2 m ² 以上 0.5 m ² 未満 (3) バーナーの燃焼能力（重油換算） 20 L/h 以上 50 L/h 未満 (4) 変圧器の定格出力 120 kVA 以上 200kVA 未満
2	金属製品の製造の用に供する表面処理施設又は排出ガス処理施設（塩酸を使用するものに限る。）	塩酸を塩素換算した処理能力が 10kg/h 以上
3	金属表面の付着油の処理施設	バーナーの燃焼能力（重油換算）が 5 L/h 以上
		いおう酸化物の排出基準 K 値 17.5（上田市） ばいじん 0.4g/Nm ³
		塩化水素 80mg/Nm ³
		いおう酸化物の排出基準 K 値 17.5（上田市） ばいじん 0.4g/Nm ³

粉じん

◎ 粉じん発生施設及び管理基準

公害の防止に関する条例第 15 条の規定による粉じんに係る管理基準

(昭和 48 年 3 月 30 日長野県規則第 7 号 最終改正：平成 21 年 3 月 31 日長野県規則第 31 号 公害の防止に関する条例施行規則別表第 3, 別表第 5)

粉じん発生施設			管理基準
1	木材及び木製品製造業の用に供する	帯のこ盤 丸のこ盤 かな盤 碎木機 チップパー	原動機の定格出力が 15kW 以上
2	黒鉛製品の製造の用に供する	原料混和施設 加工施設	全ての施設
3	繊維製品の製造の用に供する	動力打綿機 動力混打綿機	全ての施設
			次の各号の 1 に該当すること (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 防じんカバーでおおわれていること。 (3) フードおよび集じん機が設置されていること。 (4) 散水設備によって散水が行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）

◎ 粉じんに係る特定施設

上田市公害防止条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定による粉じんに係る特定施設

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 4）

番号	用途	名称	規模
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供するもの	たい積場	面積が 500m ² 以上 1,000m ² 未満のもの
2	破碎若しくは摩砕施設(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が 75kW 未満のもの
3	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)の用に供するもの	ふるい	原動機の定格出力が 15kW 未満のもの

◎ 粉じんに係る規制基準

（平成 21 年 12 月 18 日規則第 38 号 上田市公害防止条例施行規則別表第 9）

番号	区分	規制基準
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供する施設	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること
2	破碎若しくは摩砕施設(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
3	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)の用に供する施設	(2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。